

【住友商事グループ団体扱い火災保険のご契約形態について】

ご契約形態	住商グループ団体扱契約
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険期間	1～5年の整数年（基本的には5年契約にてご案内致します。）
保険料お支払方法	月払・給与引去り（ご退職者は口座振替）／ 保険開始月の2ヵ月後から引去り開始

団体扱契約でご契約される場合、ご契約者および被保険者（物件所有者）につき一定条件がございます

保険契約者	住友商事グループ現役従業員および退職者（定年退職・自己都合退職問わず対象）
記名被保険者 （物件所有者）： 保険始期日時点において ①～⑤に該当する方	<p>① 保険契約者本人 ② 保険契約者の配偶者 ③ 「保険契約者本人または配偶者」の同居の親族 ④ 「保険契約者本人または配偶者」の別居の扶養親族</p> <hr/> <p>次の条件を満たす場合には⑤の方を被保険者とすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①～④の方が⑤の方と共有する物件を保険の目的とする場合 ・ ⑤の方が所有し、①～④の方が使用する物件を保険の目的とする場合 <p>⑤ 「保険契約者または配偶者」の別居の扶養してない親族</p>

※「同居」について

同一家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養の有無は問いません。
 マンション等で各戸室の区分が明確な場合は別居となります。
 同一敷地内であっても、別家屋の居住は生計の同・異を問わず別居となります。

※「親族」について

「6親等以内の血族」、「配偶者（内縁を含みます）」及び「3親等以内の姻族」をいいます。

記名被保険者が上記①～⑤のいずれにも該当されなくなった場合は、次回満期日より一般契約に変更頂く必要がございます。
 事態発生後速やかにご連絡ください。